

令和 8 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 8 月 31 日 (月) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 4 階 全員協議会室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝雄	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

金城 義幸 久保田 政子 大城 真由美

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

9 番 農業委員 赤嶺 道彦 10 番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第 1	議案第 33 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 34 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 35 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 36 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5	議案第 37 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和 8 年 第 8 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 8 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 3 名が欠席となっておりますが、審議には影響ありません。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 8 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 8 番農業委員の赤嶺道彦さん、9 番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、1 番農業委員の島袋輝雄さん、2 番農業委員の金城義幸さん、11 番推進委員の安谷屋健治さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (13 件) 日程第 2 議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (2 件) 日程第 4 議案第 36 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 5 議案第 37 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (4 件) 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 33 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	9 番と 10 番は、委員本人が関連している案件となりますので、当委員には退席してもらい、先にその案件から審議をお願いしたいと思います。 それでは、3 ページをお開きください。 9 番は束里の 1 筆で売買による所有権移転であります。10 番は束里の 1 筆で売買による所有権移転であります。審議をよろしくお願いします。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。

委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。9番と10番の案件については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認めます。それでは、その他の案件につきまして、事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。 1番は小波蔵の1筆で売買による所有権移転であります。2番は名城の1筆で贈与による所有権移転であります。3番は照屋の2筆で売買による所有権移転であります。4番は与座の2筆及び大里の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。5番は座波の1筆で5年間の賃借権の設定であります。 3ページをお開き下さい。6番は阿波根の2筆で5年間の賃借権の設定であります。7番は名城の2筆で贈与による所有権移転であります。8番は真栄平の2筆で1年間の賃借権の設定であります。4ページをお開き下さい。 11番は阿波根の2筆で売買による所有権移転であります。12番は座波の1筆で贈与による所有権移転であります。13番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	13番の案件について、坪あたり58,000円とありますが、土地改良区でしょうか。
事務局	この金額については、本人同士の成立であります。農振農用地区域で、土地改良区となっております。今のところ、農業以外はできない場所になっていきます。将来、平和の道ができる残地となっており、その周辺を譲受人が何カ所か所有していて、後々なにか一緒に利用するということで、購入に至った様です。
会長	他に質問はありますか。

委員	8 番について、譲受人がうるま市在住とありますが、うるま市から通うのでしょうか。
事務局	もちろん通うとのことですが、譲受人はもともと、譲渡人である法人に勤めていたようです。今回は自分でやるということで、うるま市から通ってやると聞いています。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 33 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 33 号は可とします。 次に議案第 34 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。申請地は大里の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページをお開きください。申請地は、集落内に位置し、住宅地、雑種地で囲まれた第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくをお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 34 号は可としてよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 34 号は可とします。 次に議案第 35 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	10 ページをお開きください。1 番は阿波根の 2 筆で第 2 種農地で、資材置場への転用であります。2 番は宇江城の 1 筆で第 1 種農地で、一般住宅への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	11 ページをお開きください。申請地は、県道に面しており、南側に石積み がされ、2m ほどの高低差があり、隣接農地とも分断されております。その ため第 2 種農地と判断し、資材置場への転用は問題ないものと判断いたしま した。 13 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であ ります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転 用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくをお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 35 号は可としてよろしい でしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 35 号は可とします。 次に議案第 36 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名につい て事務局説明願います。
事務局	資料 15 ページから 17 ページです。2 件読み上げて説明。

会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 36 号は同意とします。 次に議案第 37 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 19 ページをお開きください。8-14～8-17 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 37 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。 異議なしと認め、議案第 37 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。 9 番農業委員 寺尾 道彦 10 番農業委員 山城 弘美